## 財務省令第五十号

号 ) 部 関 を 税 の 改 定 施 率 正 行 す 法 に る 等 伴 法 の 律 11 部 の 関 を 税 部 改 法 正 の す 施 施 行 る 行 規 法 に 則 伴 律 等 う 平 関 の 成 係 部 政 + を 令 九 改 年 の 正 整 法 す 律 備 る省 第二 等 に + 令 関 を 号 ) す 次 る の 政 の ょ 令 うに 部 平 の 定 成 施 め +行 る。 九 及 年 び 関 政 令 税 第 定 率 百 法 等 九 の

平成十九年九月二十日

財務大臣 額賀 福志郎

関 税 法 施 行 規 則 等 の 部 を 改 正 す る 省

(関税法施行規則の一部改正)

第 法 次 1 令 に 令 に 掲 及 遵 条 を 第 遵 掲 び 守 げ 第 二 守 げ 次 規 る 条 関 規 号 事 の 二 る 則 税 則 事 号 Ļ 項 法 本 項 | لح 施 \_ لح に 文 第 61 行 法 しし に う。 改 中 四 規 改 令 う。 条 め、  $\neg$ 則 掲 め、 遵 の 守 \_ 五 げ 昭 同 ᆫ 号 第 規 を 和 同 る を 号 削 八 事 兀 則 号 削 八 + 中 項 IJ の ij 中 記 | \_  $\neg$ 年 載 及 同 を \_ 第 事 び 号 大 同 号 第 二 九 第 項 定 蔵 1 省令 | 九 中 条 め 条 中 に 号 第 る 第 第 | 事 以 お 財 下 号 項 五 61 法 + 号 務 こ に \_ 7 五 状 に 令 お に 同 の 号 ) じ 遵 条 況 お 61 改 め、 守 及 7 61 の に 規 び を て  $\neg$ 関 \_ 則 第 同 条 財 関 税 部 同 の 九 第 務 税 条 記 条 関 を 関 第二 次 の に 係 載 状 法 号 係 の 事 お 況 法 号 令 中 ょ 項 61 う 中 令 て 以 外 に 以 並 場 に 合」 改 外 場 改 び 財 の め 合」 法 の に 務 正 る。 す 法 状 令 を 第 令 る。 を に 況 九 関 に 条 場 関 لح 場 第 す 合 する る 合 61 号 法 次 う

条 第 第 兀 項 条 の 四 郵 の 便 物 表 中 0 上 関 欄 税 7 の 又 納 は 付 法 等 第 七 の + 納 七 付 条第 書 又 四 は 法 項 第 郵 七  $\bar{+}$ 便 七 物 条 の 関 の 三 税 第 の 納 項 付 等 ) 郵 便 事 を · 業 株 法 式 第 会 社 七 十七 に ょ

る関税の納付等)」に改める。

第四条の次に次の十条を加える。

(届出場所の基準)

第 次 四 条 に 掲 の 二 げ る 要 法 第 件 五 の + す · 条 第 ベ て に 項 適 合 する 保 税 こと 蔵 置 とす 場 の 許 る。 可 の 特 例 に 規定 す る財務省令で定める基 準 は、

以 下 理 力 の 立 浅置 行 組 蔵 法 第 二 Ė 第 政 織 置 とを電 法 五 等 の 条 条 + 電 人 及 第 子 通 条 同 び 気 関 第 情 項 号 第 通 報 に 情 信 処 規 四 報 項 定 理 条 回 処 定 の . 線 理 義 組 す の 承 で接 四 セ 織 る 認 第二 に を に ンター 外 続し 受 規 ょ 玉 定 号 け る 貨 す 税 て た の 物 る 届 お 使 者 関 の 電 出 ) (1 手 用 の 蔵 子 続 に に 事 置 情 届 等 係 係 務 の 出 報 特 を る る 所 場 処 添 電 そ 例 61 等 理 う。 付 所 子 の 組 に 書 計 他 織 同 関 以 類 算 の 機 を す 下 項 事 · 業 場 しし る 同 に に 及 . 規 び う。 法 ڙ お 律 ١J 定する届出 税 に 設 関 て を 昭 に 同 置 0 使 じ。 さ 和 関 事 用 れ 五 務 す に る **+** る 所 して行うことが 業 に 係 入 に 年 設 る場 出 務 お 置 法 け 力 を 装 所 さ 律 る 電 第 外 を れ 置 子 ۲ る 五 玉 L١ 情 でき 貨 う。 + 入 出 報 物 独 兀 処

届出場 所に おける外 国 貨 物 の 蔵 置等に関す る業務を法第五十一 条第三号 ( 承 認 の要 件 に 規

ること。

定 す る 規 則 に 基づ き、 適 正 か つ 確 実 に 遂 行 できること。

Ξ 届 出 場 所 の 所 在 地 及 び 周 辺 の 地 域 に お け る 道 路 港 湾、、 空 港 そ の 他 の 交 通 施 設 が 整 備 さ れ て

ずれかの措置を講じていること。

お

1)

か

つ、

当

該

届

出

場

所

に

つ

L١

て

外

玉

貨

物

又

は

輸

出

L

ようとする貨

物

の

保

全

の

た

め、

次

の

L١

1 届 出 場 所 の 周 辺 を 柵、 壁その 他 の障壁に よっ て 区 画 Ų かつ、 当 該 障 . 壁 の周 辺 に 照明 装 置

等 容 易 に 人 の 侵 λ を 確 認 することが できる 装 置 を 設 置 すること。

届 出 場 所 の 出 入 に 施 錠 す る کے も に、 人 の 侵 λ を 検 知 U て そ の 監 視 を 行 う場 所 に お 61

表示することができる装置を設置すること。

八 1 及 び П に 掲 げ る も の の ほ か、 届 出 場 所 に お け る 貨 物 の 取 扱 量 及 び 取 扱 形 態 に 応 じ 適 切

な

て

方法 に ょ IJ 当 該 届出 場 所 及 び その 周 辺 を <u>巡</u> 視 することそ の 他 貨 物 の 保 全 の た め の 適 切 な 措 置

を講じていること。

(届出書の記載事項)

第 四 条 の 令 第 四 十 条 第 項 第 五 号 外 玉 貨 物 の 蔵 置 等 を 行 お うとする 場 所 に 係 る 届 出 の 手 続

に 規 定 す る 財 務 省 一令で定 め る 事 頂 は、 次 に 掲 げ る 事 項 とす る。

法 第 五 十条 第 項 保 税 蔵 置 場 の 許 可 の 特 例 の 承 認 を した税関名及び当該承認 番号

二 営業用又は自家用の別

## (届出書の添付書類)

第 兀 条 の 兀 令 第 四 + 条 第 項 第 四 号 外 玉 貨 物 の 蔵 置 等 を 行 お う とす る 場 所 に 係 る 届 出 の 手 続

に 規 定 す る 財 務 省 令 で 定 め る 書 類 は 次 に 掲 げ る 書 類 لح す る

業

務

委

託

契

約

書

外

玉

貨

物

の

蔵

置

等

に

関

す

る

業

務

の

部

を

他

の

者に

委

託

す

る

場

合に

限

る

- 賃 貸 契 約 書 届 出 場 所 に 係 る 土 地 又 は 建 物 を 賃 借 す る場 合に 限 る。

(法令遵守規則の記載事項)

第 兀 条 の 五 法 第 五 + \_ 条 第三 号 承 認 の 要 件 に 規 定 す る 財 務 省 令 で 定 め る 事 項 لح は 次 の

に 掲 げ る 場 合 の X 分 に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 事 項 لح す る。

- 承 認 を 受 け ょ う とする者 が 法 人 で あ る 場 合 次 に 掲 げ る 事 項
- 1 法 及 び 他 の 法 令 以 下こ の 条 に お L١ て 法 令 لح L١ う。 を 遵 守 す る た め に 必 要 な 体 制 を

整えるための次に掲げる事項

- (1) (2)及 び (3)に 規 定 す る 業 務 を 総 括 す る 部 門 の 名 称 並 び に 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名
- (2)外 玉 貨 物 の 蔵 置 等 に 関 す る 業 務 を 行 う 部 門 の 名 称 亚 び に 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名
- (3) 1 法 の (1) 令 か の 遵 5 守 (3) 状 ま で 況 に の 定 監 め 查 る に 部 関 門 す る に 業 お け 務 る を 業 行 務 う 部 の 具 門 体 の 的 名 内 称 容 並 及 び び に 手 責 順 任 者 の 氏 名 及 び 職 名
- 八 承 認 を 受 け ようとする法 人の 事 業 又 は 業 務 に 関 ŕ 役 員、 代 理 人 支 配 人そ の 他 の 従 業者

が 法 **令** 法 そ の 他 関 税 に 関 する 法 令 を除 **<** の 規 定 を 遵 守 す る た め の 事 項 を 規 定 L た 規則

の名称及び目的に関する事項

外 玉 貨 物 の 蔵 置 等 に 関 す る 業 務 の 部 を 他 の 者 に 委 託 し て しし る 場 合 に あ つ て は 当 該 他 の

者 が 行 う業 務 の 運 営 に つ 61 7 の 管 理 及 び 指 導 に 関 す る 事 頂

朩 税 関 لح の 間 に お け る 連 絡 体 制 及 び 法令 に 違 反 す 3 事 · 態 が 生じた場合に おける対 処 のた

措置

^ 帳 簿 法 第三十 四 条 の 記 帳 義 務 に 規 定 す る 帳 簿 を 61 う。 次 号 ^ に お しし

て

同

の

め

の

作成、保管及び管理に関する事項

1 承 認 を 受 け ようとす る 法 人 の 財 務 の 状 況 に 関

チ そ の 法 人 の 役 員、 代 理 人、 支 配 人 そ の 他 の 従業者 が法令を遵守するた めに必要な教

す

る

事

項

育及び

研修に関する事項

IJ 法 令 に 違 反 し た 者 に 対 す る 懲 罰 に 関 す る 事 項

ヌ その他参考となるべき事項

承認 を 受 け よう とす る 者 が 法 人 以 外 の 者 一で あ る 場 合 次に 掲 げ る 事 項

1 法 令を遵 守 す る た め に 必 要 な 次 に 掲 げ る 事 頂

(1)(2) 及 び (3) Ì 規定 す る 業 務 を 総 括 す る 者 の 氏

名

- (2) 外 国 貨 物 の 蔵 置 等 に 関 す る 業 務 を行 う者 の 氏 名
- (3)法 令 の 遵 守 状 況 の 監 査 に 関 す る 業 務 を 行 う 者 の 氏 名
- イ の (1)か 5 (3)ま で に 定 め る 業 務 の 具 体 的 内 容 及 び 手 順

八

承

認

を受

け

ょ

うとする

そ

の

事

業

又

は

業

務

に

関

L

法

令

法

そ

の

他

関

税

に

関

す

る

法

令

他

の

者が、

を 除 **\** の 規 定を遵守 するた め の 事 項 を 規 定 L た 規 則 の 名 称 及 び 目 的 に 関 す る 事 頂

= 外 玉 貨 物 の 蔵 置 等 に 関 す る 業 務 の 部 を 他 の 者 に 委託 L 7 しし る 場 合 に あ つ て は 当 該

朩 税 関 لح の 間 に お け る 連 絡 体 制 及 び 法 令 に 違 反 す る 事 態 が 生 じ た 場 合に お け る 対 処 の た め の

措 置

者

が

行

う

業

務

の

運

営

に

つ

11

て

の

管

理

及

び

指

導

に

関

す

る

事

頂

^ 帳 簿 の 作 成、 保管及び管 理 に 関 す る 事 項

1 承 認 を 受け ようと す る 者 の 財 務 の 状 況 に 関 す る 事 項

チ そ の 他 参 考 لح な る ベ き 事 頂

承 認 申 請 書 の 記 載 事 項

す

る

省

令

る

第 兀 規 定 条 の 六 財 務 令 第 兀 · で 定 十二条第 め 事 項 項 第三 は、 号 次 に 保 掲 げ 税 蔵 事 置 項 場 の 許 可 の 特 例 に 係 る 承 認 の 申 請 の 手 続 等)

に

る

لح

す

る。

事 業 の 内 容 ( 承 認を 受け ようとする者が 法 人で あ る 場 合 に 限 るも のとし、 当該 法 人の 資 本 金

役員の氏名及び履歴を含む。)

す る 外 支 国 配 貨 物 人 そ の の 蔵 他 置 等 の 主 に 要 関 な す 従 る 業 業 員 務 に に 携 限 る。 わ る 担 当 の 氏 者 名、 法 職 第 名 四 十 三 及 び 条 履 歴 第 兀 号 許 可 の 要 件 に 規 定

 $\equiv$ 法 第 五 + 条 第 号 1 か 5 八 ま で 承 認 要 件 の しし ず れ か に 該 当 す る 場 合 に は、 そ の 事 実

兀 令 第 四 <del>+</del> = 条 第 項 第 号 の 規 定 に ょ IJ 記 載 L た 保 税 蔵 置 場 の うち、 法 第 五 + · 条 第 項 保

(届出場所の基準)

税

蔵

置

場

の

許

可

の

特

例

の

届

出

を

行

おうとす

る

場

所

の

名

称

第 兀 几 同 の 号 条 条 号 特 中 中 例 の の 兀 七 第 に 第 法 \_ 兀 規 第 第 号 五 条 定 兀 + す 条 の ۲ る 兀 の — 第二 条 財 第 同 務 三号」 号 省 届 令 出 لح で び 場 同 あ 定 لح 所 条 る あ め の 第二 の 基 る る 準) は 基 の 号 準 は  $\neg$ 中 第 に の  $\neg$ 四 規 法 つ 条 第 外 しし 定 六 の は て 玉 **+** = 貨 九 準 物 用 法 届 条 す 第 の る。 六 出 蔵 + 保 置 書 等 税 の こ \_ 条 添 蔵 の لح 付 場 置 の あ 書 合 五 場 第 に る 類 に つ の お \_ は に 項 61 61 て \_ お て 保 保 の 61 規 税 て 第 税 定 準 兀 作 工 場 業 条 の 用 準 す の の ۲ 用 る 許 第 第 可

届出書の記載事項)

に

お

61

て

準

用

す

る

法

第

五

+

条

第三

号

لح

読

み

替

え

る

も

**ത** 

لح

す

る。

第 兀 を 行 条 おうとす の 八 第 る 兀 場 条 所 の に係 Ξ る 届 届 出 出 書 の の 手 記 続) 載 事 項 に 規 定 の す 規 る 定 財務 は、 省令で定める事 令 第 五  $\overline{+}$ 条 の 三 項 第 に つ 項 ١J 第 て 五 準 号 用 す 保 る。 税 作 こ 業

の 場 合 に 7 お l1 て、 第 四 条 の  $\equiv$ 第 号 中  $\neg$ 法 第 五 + 条 第 項 保 税 蔵 置 場 の 許 可 の 特 例 \_ لح あ る

**ത** は 法 第 六 + — 条 の 五 第 項 保 税 工 場 の 許 可 の 特 例 \_ لح 読 み 替 え る も の لح す

届 出 書 の 添 付 書 類

第 兀 の を 場 行 条 合 おう の に 九 らす お l J 第 て る 兀 場 条 所 第 の 兀 に 兀 係 条 届 の る 届 兀 出 出 書 第 の の 添 号 手 中 続) 付 書 類) に 外 規 玉 貨 定 の 規 物 す 定 る の は、 財 蔵 務 置 — 等 \_ 省令 令 第 とあ で定 五十 条 る め の 三 の る は 書 第 二 類 \_ 保 に 税 つ 項 作 L١ 第 業」 四 て 号 準 لح 用 読 保 す み る 税 替 作 え こ 業

法 令 遵 守 規 則 の 記 載 事 項 る

も

の

لح

す

る。

第

兀 中 財 の 特 務 条 法 省 第 例 外 の 令 六 に + 玉 で つ + 貨 定 L١ 第 物 条 め 兀 て の 条 る の の 蔵 Ξ 事 規 置 の -等 \_ 項 五 定 ۲ に の 法 لح 準 つ 令 ١J 用 同 あ 条 て 遵 る 第二 準 に 守 の 規 は 用 お 号 則 す L١ \_ る。 1 保 て の (2) 準 記 税 及 用 載 作 こ 業 び す 事 の る \_ 場 同 項 号二中 ۲ 合 法 第 の に 規 五 同 お + -定 号 61  $\neg$ は、 外 て、 ^ 玉 中 条第三号 法 貨 第 7 第六十二条 兀 物 法 条 第 の 蔵 Ξ の 承 + 五 置 第 認 等 兀 条 ( 保 の 号 の <u>-</u> 要 لح 1 件 税 あ る (2) 蔵 لح に 及 置 の は び 場 あ 規 る 定 同 の 保 号 二 許 す の 税 は る 可

承 認 申 請 書 の 記 載 事 項 作

業

لح

読

み

替

え

る

も

の

とす

る。

第 四 条 の +第 四 条 の 六 承 認 申 請 書 の記載 事 項 の 規 定 は、 令第五 一十条 の 四 第 項 第三号 ( 保

す 税 第 兀 令 る 61 **の** 第 令 許 五 条 て る の 工 + 第 兀 は 準 法 場 可 の + 条 五 用 第 こ ഗ の  $\neg$ + 法 許 第 す 特 兀 の 条 例 لح 条 第 る + 場 可 項 第 六  $\equiv$ 合 法 あ の 0 \_ **+** = 条 第 特 る 兀 に 兀 لح 保 項 の 第 第 お 例 税 第 二 条 十三 読 は 四 61 に \_ 号 項 に 係 て み 蔵  $\neg$ 条 第 号 替 置 第 お る 第 え 承 兀 場 L١ لح 第 保 四 認 る 条 号 て あ 兀 の 準 号 \_ 許 も 税 る 条 の の 保 用 申 の 七 蔵 可 **ത** の ۲ 請 لح す 六 税 置 は の す 場 る 第 特 届 工 **ത**  $\neg$ る。 法 同 法 手 例 出 場 の 許 第 条 第 号 続 場 0 \_ 等 第 中 許 五 六 所 可 Ξ + <u>+</u> لح の 可 の  $\neg$ 号 特 外 に 某 あ の 条 準 条 中 規 る 特 例 玉 第 貨 定 の 例 に  $\neg$ 法 保 す は に 係 物 に — 号 る 第 \_ お 係 る 税 の 法 61 る 承 1 五 蔵 財 蔵 第 認 + 務 か 置 7 承 置 省 5 六 準 認 の 場 等 令 + 申 八 条 用 に の ま 第 لح で 請 す 申 つ で 定 条 る 請 61 あ の 手 第 号 る め の 0 て 続 ۲ 1 る 五 兀 手 の の 等 か 第 続 規 事 条 は \_ 等 5 項 同 定 の  $\neg$ 項 条 八 保 0 に لح 第 ま 準 税 つ ۲, ۲ 四 保 で あ 61 用 作 号 税 る 業 7 中 لح 準 工 に の 法 لح 第 あ 用 場 は  $\neg$ お

関 げ を す す る る 税 る 第 財 法 法 関 事 九 係 務 令 条 項 人 本 法 を の の 令 文 状 に 除 事 以 業 中 況 **<** 外 又  $\neg$ 同 号 掲 の に は 業 法 改 の 八 げ 令 規 務 め、 中 る に 定 事 に \_ 関 を 関 関 項 同 \_ す 条 遵 税 し る 第 守 関 を 法 す  $\neg$ 役 係 令 号 る 員 法 定 遵 中 た 令 め 守 代 る 以  $\neg$ め 規 場 理 外 事 の 則 合 人、 項 事 の \_ 項 法 を 支 令 に を を 改 に 規 配 承 場 関 め 定 人 認 合 そ す L を た る 0 同 受 条 次 規 法 他 け に 則 令 第 の ょ 遵 掲 従 う 業 守 号 げ に とする 者 中 る 改 規 事 め が 則 項 法 場 者 \_ 合 令 を 同 が、 に 号 改 1 法 を 承 そ 中 認 め そ の 場 0 を 事 合 同 財 他 受 業 号 務 関 け 又 次 八 状 税 ょ は 況 う 中 に に 業  $\neg$ 関 لح 掲

務 に 関 ŕ 法 令 法 そ の 他 関 税 に 関 す る 法 令 を 。 除 **<** の 規 定 を 遵 守 す る た め の 事 項 を 規 定 L た 規

則 に 同 号 1 中  $\neg$ 財 務 状 況 を  $\neg$ 財 務 の 状 況 に 改 め、 同 条 の 次 に 次 の Ξ 条 を 加 え

郵 便 事 業 株 式 会 社 の 納 付 受 託 の 手 続

第 九 条 の 二 郵 便 事 業 株 式 会 社 は 法 第 七 + 七 条 の 二 第 項 郵 便 物 に 係 る 関 税 の 納 付 委 託 の 規

定 に ょ IJ 関 税 を 納 付 U ようとする 者 の 委 託 以 下 こ の 条 に お 61 て 納 付 の 委 託 لح 61 う。 に

き 当 該 関 税 の 額 に 相当 す る 金 銭 の 交 付 を 受 け た لح きは こ れ を 受 領 Ų 当 該 関 税 を 納 付

لح す る 者 に 払 込 金 受 領 証 を 交 付 L な け れ ば な 5 な 61

2 郵 便 事 業 株 式 会 社 は 納 付 の 委 託 を 受 け た 関 税 に 係 る 払 込 取 扱 票 を、 そ の 納 付 受 託 郵 便

物

令

同

L

ょ

う

基

第 六 + 八 条 の  $\equiv$ 第 — 項 帳 簿 の 記 載 事 項 等 に 規 定 す る 納 付 受 託 郵 便 物 を 61 う。 次 条 に お 61 て

じ の 関 税 の 額 に 相 当 す る 金 銭 の 交 付 を受 け た 日 の 翌 日 か ら 三 年 間 保 存 し な け れ ば な 5 な 61

(郵便事業株式会社の報告)

第 九 条 の Ξ 郵 便 事 業 株 式 会 社 は 法 第 七 + 七 条 の 第 \_ 頂 郵 便 事 業 株 式 会 社 に ょ る 関 税 の 納 付

等 の 規 定 に ょ ij 納 付 受 託 郵 便 物 ご لح に 次 に 掲 げ る 事 頂 を 税 関 長 に 報 告 L な け れ ば な 5 な L١

法 第 七 十 七 条 第 項 郵 便 物 の 関 税 の 納 付 等 の 書 面 に 係 る 番 号 及 び 郵 便 物 番 믁

二 関税の額

関 税 の 額 に 相 当 す á 金 銭 の 交 付 を 受 け た 年 月 日

兀 関 税 の 額 に 相 当 す る 金 銭 を 日 本 銀 行 玉 税 の 収 納 を 行 う代理 店 を含む。 に 納 付 U た 年 月 日

( 帳簿の記載事項 )

第 九 条 の 兀 令 第 六 + 八 条 の  $\equiv$ 第 項 第 号 帳 簿 の 記 載 事 項 等) に 規 定 す る 法 第 七  $\bar{+}$ 七 条 第 項

郵 便 物 の 関 税 の 納 付 等 の 書 面 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項と L て 財 務 省 令 で 定 め る も の は、

同 項 の 書 面 に 係 る 番 号及 び 郵 便 物 番 号とする。

別 紙 第 二 号 書 式 の 備 考 に 次 の ょ う に 加 え る。

5

挆

紦

4

+

4

偨

9

| |

舥

1

屈

典

闸

乴

Γī

碗

Ø

黙

於

9

鹆

立

椺

漕(把

9

規

引

 $\overline{\Gamma}$ 

ᢞ

こ

典

闸

₩

牃

챢

共

伙

竹

が

M

サ 贾 U 4 鹆 立 删 S Ħ Ø 龌 ⋾  $\overline{\Gamma}$ Ħ U Y 귥 鹆 企 卌 湓 云 빰 卌 9 蘇 鰛 9 ᅱ 먉 余 卫  $\overline{\Gamma}$ 兼 払 Ž 金 M 湓

 $\wedge$ 湓 云 徺 9 蘇 鰛 9 ᅱ 먉 余 卫  $\overline{\Gamma}$ 兼 払 Ż 贾 扱 眦  $\mathcal{L}$ 惯 뼃 બ В 4 9  $\mathcal{L}$ બ В/

税 関 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す る 省 令 の 部 改 正

第 二 条 税 関 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 紨 の 利 用 に 関 す る 省 令 平 成 + 五 年 財

務 省 令 第 七 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

別 表 第 第 六 号、 第 六 号、 第六二号、 第六三号、 第 六 四 号 及 び 第 六 五 号 中 7 第六十二条 を

第 六 + 条 の 兀 に 同 表 第 八 号 中 \_ 第 五 + -条」 を  $\neg$ 第 五 + 条 の <u>-</u> に 改 め

別 表 第三 第 三 号 中 \_ 第 五  $\overline{+}$ — 条」 を 第 五 + · 条 の <u>-</u> に 改 め る。

玉 税 収 納 金 整 理 資 金 事 務 取 扱 規 則 の 部 改 正

第三条 玉 税 収納金整理資金事務取扱規則(昭和二十九年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように

改正する。

第七十七条の二第一 第八条第二項中「予定納税 項 及び 輸入品 額に係る国 に対する内国 税」 の下に「又は関税法(昭和二十九年法律第 I消費 税 の 徴 収等 に関する法律 昭 和三十年 六十一号) 法 律第三

十七号)第七条第四項若し くは同条第五項の規定により郵便事業株式会社にその納付を委託された

国税及び特定地方税」を加える。

附則

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。